

別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
住宅・土地統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>① 調査票甲 約300万住戸（母集団の大きさ 約5200万世帯、 約1億2800万人）</p> <p>② 調査票乙 約50万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>③ 建物調査票（調査員による他計報告） 約350万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）（詳細は、別添1のとおり） 直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の人口規模に基づき全国で約205,000調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条第1項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。</p> <p>② 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の</p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>① 調査票甲 約300万住戸（母集団の大きさ 約5000万世帯、 約1億2000万人）</p> <p>② 調査票乙 約50万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>③ 建物調査票（調査員による他計報告） 約350万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）（詳細は、別添1のとおり） 平成17年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の人口規模に基づき全国で約208,000調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。</p> <p>② 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の</p>	<p>・母集団数の変更（平成17年国勢調査から平成22年国勢調査に変更）</p> <p>・直近の国勢調査の調査区情報を使用</p> <p>・標本抽出の結果、調査区数が若干減少</p> <p>・過去の規則改正に伴い、条ずれが発生</p>

<p>世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記①の規定により報告すべきものに代わって当該報告を行うものとする。</p> <p>③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。</p> <p>ただし、<u>報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。</u></p>	<p>世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記①の規定により報告すべきものに代わって当該報告を行うものとする。</p> <p>③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。</p> <p>ただし、<u>総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。</u></p>	<p>・全調査単位区において政府統計共同利用システムを使用できる旨、記載</p>
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p><u>調査票甲（別添2）、調査票乙（別添3）及び建物調査票（別添4）により、以下の事項を調査する。</u></p> <p><u>ただし、①イ、①エ、⑥ア及び⑥エの一部に関する事項並びに⑥イ、⑥ウに関する事項は、調査票乙により調査する。また、①ウ、②オ及び②サの一部に関する事項並びに②アから②エまで、②カ、②ケ、②ス及び⑤に関する事項については、建物調査票により調査する。</u></p> <p>① 住宅等に関する事項</p> <p>ア 居室の数及び広さ</p> <p>イ 所有関係に関する事項</p> <p>ウ 敷地面積</p> <p>エ 敷地の所有関係に関する事項</p> <p>② 住宅に関する事項</p> <p>ア 構造</p> <p>イ 腐朽・破損の有無</p> <p>ウ 階数</p> <p>エ 建て方</p> <p>オ 種類</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p><u>調査票（総務大臣の定める様式）により、次に掲げる事項を調査する。</u></p> <p>① 住宅等に関する事項</p> <p>ア 居室の数及び広さ</p> <p>イ 所有関係に関する事項</p> <p>ウ 敷地面積</p> <p>エ 敷地の所有関係に関する事項</p> <p>② 住宅に関する事項</p> <p>ア 構造</p> <p>イ 腐朽・破損の有無</p> <p>ウ 階数</p> <p>エ 建て方</p> <p>オ 種類</p>	<p>・調査票の種類及び調査票の種類ごとの報告を求める事項を明記</p>

<p>カ 建物内総住宅数 キ 建築時期 ク 床面積 ケ 建築面積 コ 家賃又は間代に関する事項 サ 設備に関する事項 シ 増改築及び改修工事に関する事項 ス 世帯の存しない住宅の種別</p> <p>③ 世帯に関する事項 ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 イ 種類 ウ 構成 エ 年間収入</p> <p>④ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ア 従業上の地位 イ 通勤時間 ウ 現住居に入居した時期 エ <u>東日本大震災による転居に関する事項</u> オ 前住居に関する事項 カ 子に関する事項</p> <p>⑤ 住環境に関する事項 ⑥ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 ア 所有関係に関する事項 イ 所在地 ウ 面積に関する事項 エ 利用に関する事項</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成<u>25</u>年9月23日～10月<u>24</u>日</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、<u>調査後1年以内に速報、2年以内に確報として、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。</u></p>	<p>カ 建築時期 キ 床面積 ク 建築面積 ケ 家賃又は間代に関する事項 コ 設備に関する事項 サ 増改築及び改修工事に関する事項 シ 世帯の存しない住宅の種別</p> <p>③ 世帯に関する事項 ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 イ 種類 ウ 構成 エ 年間収入</p> <p>④ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ア 従業上の地位 イ 通勤時間 ウ 現住居に入居した時期</p> <p>エ 前住居に関する事項 オ <u>別世帯の子に関する事項</u></p> <p>⑤ 住環境に関する事項 ⑥ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 ア 所有関係に関する事項 イ 所在地 ウ 面積に関する事項 エ 利用に関する事項</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成<u>20</u>年9月23日～10月<u>15</u>日</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、<u>集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。</u></p>	<p>・従来、調査対象名簿により把握していたが、建物調査票に移すことで、調査員の事務負担が軽減されることから、建物調査票に移行</p> <p>・東日本大震災に係る転居等を把握するため、設問を新設 ・別世帯の定義が世帯にとって理解しにくいため、「別世帯の子」ではなく「子」に関する設問に変更</p> <p>・オンライン調査の全面導入を踏まえ、回答期間を延長</p> <p>・調査結果の公表期日を明記</p>
---	---	---